

愛知県教育委員会会議規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会会議規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

## 愛知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長と教育委員長が一本化され、教育委員長の職がなくなることにより、改正が必要となる規則の改正。これにあわせて、本則中の規定や字句について必要となる改正も行う。

### 2 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うもの

### 3 改正の内容

- ( 1 ) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、引用条項の条を改正する。
- ( 2 ) 条文中の「委員長」を「教育長」に改正する。
- ( 3 ) 会議の召集、会議の順序及び会議録の署名等を改正する。
- ( 4 ) その他、ひらがな表記を漢字表記に改正する等の字句の整理を行う。

### 4 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

( ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 3 項に規定する日までの間の教育委員会の会議その他委員会の議事の運営については、改正後の愛知県教育委員会会議規則の規定( 第 2 条を除く。)は適用せず、改正前の愛知県教育委員会会議規則の規定 ( 第 4 条を除く。) は、なおその効力を有する。)

愛知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会会議規則（昭和三十一年愛知県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 会議（第二条 第十二条）

第三章 会議録（第十三条・第十四条）

第四章 雑則（第十五条 第十七条）

附則

第一条中「第十五条」を「第十六条」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二章を削る。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

第四条第二項及び第三項を削り、第三章中同条を第二条とする。

第五条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第三条とする。

第六条第一項ただし書中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、

同条第二項中「第一金曜日とする」を「一回開催する」に改め、同項ただし書を削り、同条

第三項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第四条とする。

第七条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第五条とする。

第八条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「委員長」を「教育長」に改め、同条ただし書中「急施」を「緊急」に改め、同

条を第七条とする。

第十条第三号中「委員長報告」を「教育長報告」に改め、同条第四号中「教育長報告」を

「議事」に改め、同条中第五号から第八号まで削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号

とし、同条を第八条とする。

第十一条第二項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を

第九条とする。

第十二条第一項、第二項及び第四項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十条とす

る。

第十三条第一項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条第一項中「さきだつて」を「先立つて」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第十二条とする。

第三章を第二章とする。

第十五条第一項第二号中「出席した委員及び説明のために」を「教育長及び」に、「職員」を「委員」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「大要」を「要旨」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「委員長及び」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 出席した事務局の職員の氏名

第十五条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項第八号中「委員長」を「教育長」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、第四章中同条を第十三条とする。

第十六条第二項中「出席委員及び教育長並びに」を「教育長、教育長が指名した委員一人及び会議録を」に改め、同条第三項中「秘密会」を「委員会において非公開としたときの会議」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により承認をした会議録にあつては公表し、前項の会議録にあつては公表しないものとする。

第十六条を第十四条とする。

第四章を第三章とする。

第十七条中「委員長」を「教育長」に、「のべる」を「述べる」に改め、第五章中同条を第十五条とする。

第十八条第一項ただし書中「秘密会」を「非公開」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第十七条とする。

第五章を第四章とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第三項に規定する日までの間の教育委員会の会議その他教育委員会

の議事の運営については、改正後の愛知県教育委員会会議規則の規定（第二条を除く。）は適用せず、改正前の愛知県教育委員会会議規則の規定（第四条を除く。）は、なおその効力を有する。

（愛知県教育委員会会議傍聴規則の一部改正）

3 愛知県教育委員会会議傍聴規則（平成十年愛知県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第十条の見出しを「（非公開とされたときの会議）」に改め、同条中「第十八条第一項ただし書」を「第十六条第一項ただし書」に、「秘密会」を「非公開」に改める。

愛知県教育委員会会議規則の一部改正新旧対照表

新

旧

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 会議（第二条 第十二条）

第三章 会議録（第十三条・第十四条）

第四章 雑則（第十五条 第十七条）

附則

（目的）

第一条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき、教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（目的）

第一条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十五条の規定に基づき、教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 委員長及び委員長職務代理者の選出方法

（委員長の選挙等）

第一条 法第十二条第一項の規定による委員長の選挙は、単記無記名投票によるものとし、有効投票の最多数を得たものをもつて当選人とする。ただし、最多数を得た者が二人以上あるときは、くじで当選人を定めるものとする。

第三条 前条の規定は、法第十二条第四項の規定による委員長の職務代理者の指定に準用する。

第二章 略

第三章 略

（会議の招集）

（会議の招集）

第二條 會議の招集は、會議開催の場所及び日時、會議に付議すべき事件を、あらかじめ、委員に通知して行つ。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

第三條 略

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して會議開会前までに教育長に届け出なければならない。

(定例会及び臨時会)

第四條 會議は、定例会及び臨時会とし、その会期は一日とする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、會議に諮つて会期を延長することができる。

2 定例会は、毎月一回開催する。

3 臨時会は、教育長が必要があると認めるとき、又は委員二人以上から書面で開催の請求があつたときに、その事件に限り開くものとする。

(議席)

第五條 委員の議席は、教育長が定める。

(開会及び閉会)

第六條 開会及び閉会は、教育長が宣言する。

(議事日程)

第四條 會議の招集は、會議開催の場所及び日時、會議に付議すべき事件を、あらかじめ、委員に通知して行つ。

2 委員長は、會議の招集を行つた場合には、直ちに會議開催の場所及び日時、會議に付議すべき事件を告示するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず急施を要するときは、この限りでない。

第五條 略

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して會議開会前までに委員長に届け出なければならない。

(定例会及び臨時会)

第六條 會議は、定例会及び臨時会とし、その会期は一日とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、會議にはかつて会期を延長することができる。

2 定例会は、毎月第一金曜日とする。ただし、委員長が特別の理由があるとき認めるときは、変更することができる。

3 臨時会は、委員長が必要があると認めるとき、又は委員二人以上から書面で開催の請求があつたときに、その事件に限り開くものとする。

(議席)

第七條 委員の議席は、委員長が定める。

(開会及び閉会)

第八條 開会及び閉会は、委員長が宣言する。

(議事日程)

第七條 教育長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配付しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、これを省略することができる。

(会議の順序)

第八條 会議は、おおむね次の順序で行つ。

- 一 及び二 略
- 三 教育長報告
- 四 議事

五 略

六 略

(動議)

第九條 略

2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮つて、これを議題としなければならぬ。

(発言)

第十條 発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 二人以上が発言を求めたときは、教育長は、先に発言したと認めたる者指名して発言させるものとする。

3 略

第九條 委員長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。

(会議の順序)

第十條 同上

- 一 及び二 略
- 三 委員長報告
- 四 教育長報告

五 継続議案の提出

六 新規議案の提出

七 通信及び請願

八 自由討議

九 略

十 略

(動議)

第十一條 略

2 動議が提出されたときは、委員長は会議にはかつて、これを議題としなければならぬ。

(発言)

第十二條 発言しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

2 二人以上が発言を求めたときは、委員長は、先に発言したと認めたる者指名して発言させるものとする。

3 略



4 教育長は、発言について時間を制限することができる。

(採決)

第十一条 教育長は、議題につき討論が尽きたと認めるときは、会議に諮つて採決しなければならない。

2 採決の方法は、挙手、記名投票及び無記名投票の三種とし、教育長が適宜これを採用する。

第十二条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。ただし、修正の動議が数箇あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

2 全ての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

### 第三章 略

(会議録の記載事項)

第十三条 会議録には、会議の次第及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 略
- 二 教育長及び出席した委員の氏名
- 三 出席した事務局の職員の名
- 四 教育長の報告の要旨
- 五 議題及び議事の要旨

### 六 略

七 その他教育長又は会議において必要と認めた事項

4 委員長は、発言について時間を制限することができる。

(採決)

第十三条 委員長は、議題につき討論が尽きたと認めるときは、会議にはかつて、採決しなければならない。

2 採決の方法は、挙手、記名投票及び無記名投票の三種とし、委員長が適宜これを採用する。

第十四条 修正の動議は、原案にさきだつて可否を決する。ただし、修正の動議が数箇あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

2 すべての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

### 第四章 略

(会議録の記載事項)

第十五条 同上

- 一 略
- 二 出席した委員及び説明のために出席した職員の名
- 三 委員長及び教育長の報告の要旨
- 四 議題及び議事の概要
- 五 議題となつた動議及び動議を提出した者の氏名
- 六 質問又は討論した者の氏名及びその要旨
- 七 略
- 八 その他委員長又は会議において必要と認めた事項

2 会議録に記載した事項に関して、委員に異議があるときは、教育長はこれを会議に諮つて決定する。

(会議録の作成等)

#### 第十四条 略

2 会議において前項の承認をしたときは、教育長、教育長が指名した委員一人及び会議録を作成した職員が、署名して印を押さなければならぬ。

3 委員会において非公開としたときの会議の会議録は、前条及び前二項に準じて別に作成するものとする。

4 第一項の規定により承認をした会議録にあつては公表し、前項の会議録にあつては公表しないものとする。

#### 第四章 略

(請願及び陳情)

第十五条 委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情を述べることができる。

(会議の傍聴)

第十六条 会議は傍聴することができる。ただし、委員会において非公開としたときは、この限りでない。

2 略

(会議の運営に関し必要な事項)

第十七条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮つて定める。

2 この規則の疑義は、教育長が会議に諮つて、これを決する。

2 会議録に記載した事項に関して、委員に異議があるときは、委員長はこれを会議にはかつて決定する。

(会議録の作成等)

#### 第十六条 略

2 会議において前項の承認をしたときは、出席委員及び教育長並びに作成した職員が、署名して印を押さなければならぬ。

3 秘密会の会議録は、前条及び前二項に準じて別に作成するものとする。

#### 第五章 略

(請願及び陳情)

第十七条 委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、委員長の許可する時間内において、事情をのべることができる。

(会議の傍聴)

第十八条 会議は傍聴することができる。ただし、委員会において秘密会としたときは、この限りでない。

2 略

(会議の運営に関し必要な事項)

第十九条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

2 この規則の疑義は、委員長が会議にはかつて、これを決する。

愛知県教育委員会会議傍聴規則の一部改正新旧対照表

新

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県教育委員会会議規則（昭和三十一年愛知県教育委員会規則第十号。以下「会議規則」という。）第十六条第二項の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(非公開とされたときの会議)

第十条 傍聴人は、会議が会議規則第十六条第一項ただし書の規定により非公開とされた場合は、直ちに退場しなければならない。

旧

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県教育委員会会議規則（昭和三十一年愛知県教育委員会規則第十号。以下「会議規則」という。）第十八条第二項の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(秘密会)

第十条 傍聴人は、会議が会議規則第十八条第一項ただし書の規定により秘密会とされた場合は、直ちに退場しなければならない。